

『古文書を読む会』について 三

林 寅 喜

(会員 佐伯市中の島)

一、覚 (毛利数馬身上書) 一四頁
(解読書作成)

高政の長子 (二代高成より一歳上) として生まれながら庶子のため、次子として扱われていた数馬が、幕府に提出したとされる身上書の下書きで、寛永十一年十一月三十二歳の時の記録、数馬の経歴を知ることが出来る貴重な資料である。

(解読書作成)

一、熊田家文書他六件

・熊田家文書 三頁

文化八年 (一八一二) 岡藩に続き白杵藩で起きた百姓一揆の内容について記述したもの。

(解読書作成)

二、三重野家文書 (証文)

・養子縁組のための引き受け証文。 (解読書作成) 一通

・軸丸家文書 定 一通

そこで、今回は引き続き平成十八年一月から、今年八月までの四年間に解説した十八件について、改めて紹介したい。

現在会員数十一名、二十一年度出席率 91% であつた。

一、高松御預所聞書

原文は六十頁位あつたと思うが、コピーの状態が悪く解説不可能な部分が多くあり、止むを得ず抜粋して

二十五頁にまとめた。

高松代官所は万治元年 (一六五八) に開設され、貞享三年 (一六八六) から幕府直轄支配となつたが、記録は概ね文化年間以降で、内容は日記・通達・一札及び請書等である。

宛たもの。（温故知新（二）に掲載）（解読書作成）

・池田家文書

三通

元和八年（一六二二）へび崎甚右衛門・甚七郎に宛てたもの（右同）。

（解読書作成）

・下川家文書

一通

期日不詳 ゆ寿中八宛

（解読書作成）

・岩崎家文書他

・岩崎永吉宛、秋月新太郎の手紙

葉書二通
（解読書作成）

・岩崎永吉の履歴書

・祭典報告 日付明治十二年九月

五頁

松本（旧藩士名不詳、明治六年八月没）安永（右同十一年九月没）の年忌弔いを在京の友人、梅田敬止・緒方

惟精・谷謹一郎・秋月新太郎の四人で開いたという
その報告書、宛名黒田省五他となつてゐる。

・山部の内新開、入百姓名前帳

四頁

因尾村山部に在浦から入植させられたと思う二十一
戸四十四人の名前帳。

・毛利家文書他二件

文書は昭和五十七年十二月池彥亭の土蔵改修時、焼却

廃棄物中より取り出し保管していたもの。

・御状控

四七頁

幕末期の天保年間、財政難に喘ぐ佐伯藩は、切畠村大庄屋出納藤之丞の名義で、自己の田畠を担保に銀三十貫目（凡そ五百両）借用させ、藩が奥印して保証し急場を凌いでいた。つまり藩名では信用がなく融資する相手がいなかつたためか、大庄屋を利用していると考えられる。因みに、天保九年（一八三八）に佐伯藩の負債は十万両であった。（高松浦庄屋日記）といふ。

・東海道懐古帳

二頁

明治初年の東海道を題材とした詩文

・蒲江線の路線変更意見書

七頁

明治十六年（一八八二）佐伯より蒲江に通ずる路線改良について、木立経由と青山経由の経済的効果を挙げて比較対照した意見書。

・小椋家文書 木地師二件

二三頁

本地師とは、挽物の材料となる木材を荒挽して、ロクロを用いて盆や椀などの日用品を作る職人のことで、古より全国的な組織化の下、各地の山地を転々と漂泊し

仕事をしていた。

資料は、その由来や経緯について、詳しく解説されている。

一、踏絵紀行（竹田市古文書より）

一〇四頁

天保十三年（一八四二）岡藩士の宗門奉行井上快助が、領内の緒方・清川・宇目・大野・三重町の一部、六十八ヶ村を十七泊十八日かけて行つた踏絵の記録である。日記によれば當時村役人などは屋内で踏ませ、一般は庭の踏み石で、また雨の時はぬかるむため全員屋内に踏ませるといった具合で、随分形式的に行われた感じがしないでもない。

文中では一ヶ所の指摘も違反者もなく、道中の様子や宿泊地の食事や供應等についても細かく記述されてい る。

一、汐月常七感状

一通

明治十年西南戦争の時、黒沢に駐留していた官軍兵士のため働いた汐月常七に対し、東京警視隊用度係より発給された感状である。

一、日田代官竹内信就書状

一通

日田代官所支配の村と、隣接する高松代官所支配の

村との紛争についての調停書。

一、御尋者人相書き手配書

一通

秋田由利郡新生村の百姓、重四郎が犯した継母殺害の人相書き手配書。

一、覚

六頁

公儀触書、行路病者の取り扱いについて、厳しく定められた条々。

一、覚

九頁

保戸島の所属について、佐伯領とする内容の経緯を詳しく記したもの。

一、大願寺文書

四五頁

・嚴有院（四代家綱）の時定めた寺院条目
・（寺社）奉行発行の諸寺院宛触書

・宗門奉行発行の豊後末流諸寺院宛触書

・大目付より発行の触書
・本山御仮堂建立書立写

一、出獄日記（明治五年 竹田市古文書より）

二〇頁

明治四年（一八七一）廃藩により岡県となつた旧藩士伊藤正流は職を離れ、翌五年正月から出獄の日々を送っていた。それは、凡そ月に六・七回程度であつたが翌

六年の二月には十二回にも及ぶという頻繁なものであった。

出猟は一人で出掛けることは稀で、伽や犬を連れ猟場では同輩と出会うなど、職を失った旧藩士の姿が偲ばれ、行く先々で馳走になつたり甘酒を振舞われるなどして、侍から一般社会に溶け込んでいく様が読み取れる。その猟も六年四月鉄砲返上により中止になつた。

一、一札他

・身元引受書

一通

赤木村の百姓十五軒が田畠家屋敷を捨てて他領へ逃散、その立ち帰りについて善教寺他四ヶ寺連印の身

元引受書。

・一札

右に対する佐伯藩の保証書

三貢

但し、罪科を問われて深島へ遠島の申付け書

二通

・大友丹治郎由緒

先祖由緒書

一、市福所庄屋日記 萬永代覚帳

三五頁

明治二十六年（一八九三）市福所伍長（庄屋）が、天保十四年（一八四三）起しの記録を書き改めたものらしく、村の出来事をまとめて詳しく書き残したもの。

一、小浦庄右衛門船漂流記

六五頁

天保十二年（一八四二）十一月二十七日、護江内野浦（西上浦）で三枚帆（十一石二・六ト^シ積）の新船に乗り込んだ小浦庄右衛門一行七人は、米二升と途中海崎から大根八十本、蓆百五十枚を積んで小浦に向け出帆したが、途中西風が強くなり元ノ間海峡付近から東へ流され、翌夕十六時頃足摺岬南方に達し、漂流し始めた。地元では翌日より尋船を出して、土佐清水から御荘町辺まで捜索するが手掛りなし。

一方、船では大根により飢えを凌いで漂流すること九日間、翌年一月七日和歌山県串本町和深に漂着、救助された。その後十六日間滞在して取り調べや帰帆の費用調達を行い、庄屋林助より八両三分借り入れて準備を調べ、一月二十四日水先案内と返金受領のため、地元から二人同乗して出帆、二十九日由良港に着き、出入りの大坂問屋北国屋より金子借用のため一人上陸、二月四日明石着、翌日金子が届き支払いを済ませ、十一日に琴

平へ参詣して無事を祈り、二月二十四日一ヶ月振りに

小浦へ帰帆したという記録である。

それにしても、見ず知らずの漂着者に八両三分（私算で現価凡そ百五十万円）という大金を、信用貸したとい

う地元庄屋林助の度量に感激。

一、香々地・真玉両村の大庄屋龍免願書 一八頁

あとがき

国東郡香々地・真玉両村は延岡領の飛び地で、村高は合わせて七千石あつたと言い、村役人は大庄屋が二人手代（大庄屋の書き役で佐伯藩では皆合という）が二人、庄屋が二十七人という郷村であった。

因みに、延岡領は大分・速見・国東の三郡八十三ヶ村で二七、八六五石あつたと言い、代官所は大分郡せんざい千歳に置かれていた。

願書によると二人の大庄屋は実に独占的で、百姓の困窮等には見向きもしなかつた。その主たる原因は飛び地という地理的事情によつたと考えられる。前述のように管轄する代官所が遠方では、藩から派遣された手代位では監視の目が届かず、大庄屋の独断となることは理の当然といえよう。

大庄屋を含む村役人は、藩と領民の間に立つ中間管理

職で佐伯藩では比較的優遇されていたようであるが、延岡藩では知つて知らぬ振りをしていたのか、農民から願い出られるまで手を打たなかつたその理由は分からぬ。

古文書の解読は只読むだけに止まらず、その内容を吟味し付加価値を高め、広い意味での郷土史を知ることにある。

そのためには、文中に出て来る諸事項を資料として小表や付箋紙にまとめ、コピーして配布し残して置くようしている。こうして置けば後々随分と役立つことが多い。この積み重ねが幅広く郷土史を知る根幹となることは疑う余地もない。

『古文書研究会』では、これまでに採用し紹介した資料は民間のものが主であるが、これからもあらゆる資料を解読して小表や付箋等も多くまとめ、継続して行きたいと考えている。